

# 仕 様 書

## 1 業務名

公共用水域等水質・底質分析業務

## 2 業務期間

契約日から2027年（令和9年）3月31日まで

## 3 業務内容

市内の海域、河川、地下水等の状況を把握するため、水質及び底質の採取、分析及び報告をすることを本業務とする。

### (1) 検体の採取

通年調査の採水（一部採泥を含む。）、一般調査、加茂川調査、高屋川調査、水浴場調査、福山港内港調査、ダイオキシン類調査の採水及び採泥を行うこと。

ア 採取地点：別紙図1のとおりとする。

イ 採取回数：表-1～10に掲げるとおりとする。

ウ 採取調査日：表-11の調査区分票に基づき行うものとする。

受注者は契約後10日以内に採取日程表を提出し、発注者と協議すること。原則、同一水域は同一日に採水を行うこととする。また、採取日前に比較的晴天が続き、水質が安定している日を選んで行うものとするが、天候等の事情により、採取日程を変更する場合には、事前に発注者と受注者間で調整するものとする。海域の採水については、原則として大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとする。

エ 採取方法：水質調査方法（環水管第30号昭和46年9月30日）に基づき採水・採泥を行うものとする。

オ 地下水調査と見谷川調査：採水容器及び採水器具は、受注者が準備し、原則開庁時間内（8：30～17：15）に保管場所である福山市役所西棟一階倉庫（福山市東桜町5番12号）まで持参し、発注者の確認を受けるものとする。検体は発注者が採取するものとする。検体は、採取日又は発注者が指定する日時に福山市役所西棟一階倉庫（福山市東桜町5番12号）において受注者に受け渡すものとする。

### (2) 分析

ア 項目及び検体数等：表-1～10に掲げるとおりとする。

イ 分析方法：別表1～4に掲げる分析方法によるものとする。

### (3) 報告書

ア 受注者は、委託業務実施報告書は月ごとの報告とし、採取月の翌月末まで（ただし3月分については3月31日まで）に発注者に提出し、その確認を受けること。ダイオ

キシソ類の報告書については、採取日から60日以内とする。なお、月ごとの報告には  
(ア)～(エ)を添付し、提出すること。

(ア)採取地点ごとの採水時の現地野帳(水質調査方法(環水管第30号昭和46年9月  
30日)に基づき、採水時に実施すべき事項について記載があるもの)

(イ)検体の写真(色相が確認できる写真及び、容器へ採取後の写真)

(ウ)分析結果一覧表(発注者の指定した電子ファイルに入力し、印字したもの及びその  
電子ファイル)

(エ)分析結果を発注者の指定した電子ファイルに入力したもの

イ表-8の報告書については、別表5の様式を用いて、電子データと印字したものを  
提出すること。

#### 4 業務委託完了通知書の提出

(1)受注者は、業務終了後に業務委託完了通知書を発注者に提出するものとする。

(2)発注者は、上記(1)の業務委託完了通知書の提出を受けた日から10日以内に検査  
を行うものとする。

#### 5 業務委託料の請求及び支払

(1)受注者は、前条の検査に合格したときは、所定の手続に従い業務委託料の支払を請求  
するものとする。

(2)業務委託料の支払は年1回とし、前項の請求を受けた日から30日以内に、これを受  
注者に支払うものとする。

#### 6 業務の実施に当たっての留意事項

(1)業務の履行に際して、受注者と契約締結後速やかに、年間の業務実施日時、採取場所  
等の詳細を協議、決定し、契約締結後速やかに、実施計画書(様式は任意)を発注者に  
提出し、その承認を得ること。変更があったときも、速やかに報告すること。

(2)受注者は海域で検体を採取するに当たり、検体採取場所を所管する港長及び第六管区  
海上本部長に対して、港則法及び海上交通安全法に係る作業許可申請又は作業届出申  
請を速やかに提出すること。採取日時等が変更になる場合は、その旨を港長及び第六管  
区海上本部長へ連絡すること。

また、受注者は許可証等の写しを発注者へ一部提出すること。

(3)契約締結後、当該年度に実施する次の事項について報告すること。

ア 内部精度管理の実施状況

イ 外部精度管理への参加状況及びその結果

(4)受注者は、採取予定日の前日(その日が市の休日に当たるときは、その日前において  
その日に最も近い休日でない日。)の午後5時までに、天候等の状況を踏まえて、予定

日の採取の実施の有無を発注者と協議するとともに、予定日の当日、午前9時までに電話等により実施の可否を確認すること。

(5) 検体採取の際、濁り、色等の異常が見られた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、その指示を受けること。

(6) 分析の結果、検出値が異常な場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示に従うとともに、採取時の状況や分析方法のチェック等、測定値の検討を速やかに行うものとする。

この場合において、発注者が必要と認めて、受注者に再分析、再採取またはクロスチェックを指示した場合は、受注者の負担においてこれを行い、水質分析結果表を添付して報告すること。

(7) 検体の性質が変化しやすいもの、揮発性のある検体については、検体搬入後直ちに分析に取り掛かることが望ましいが、保存する場合は、別表1～2の分析方法に記載の保存方法に従い検体試料を保管すること。

## 7 その他

(1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(2) 業務の実施に当たっては、業務執行の担当者を明確にするため、発注者の監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」で通知する。

(3) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(4) 発注者が検体採取への同行を申し出た場合、受注者は採取する地点と日時を調整し、発注者に報告すること。

(5) 受注者は本業務を行う上で、関係法令を遵守すること。

# 公共用水域調査地点図

# 別紙図1(調査地点図)

公共用水域調査地点一覧

地点番号	調査地点名	水質	底質	ダイオキシン
1	36-1	◎	○	
2	36-2	◎	○	
3	36-3	◎		
4	36-4	◎		○
5	36-12	◎		
6	36-13	◎		
7	35-60	◎		
8	35-65	◎		
9	山片橋	◎		
10	川崎橋	○		
11	観音橋	◎		○
12	河手橋	○		
13	国信橋	○		
14	四川貯水池	○		
15	楠田橋	○		
16	新川	○		
17	竹田川	○		
18	栄橋	○		
19	新茶屋橋	○		
20	神島ポンプ場上流	○		
21	講和橋	◎		○
22	本庄神社前	◎		○
23	荒神橋	◎		
24	吾妻橋	◎		○
25	矢川	◎		○
26	矢の浦橋	○		
27	釜屋樋門	○		
28	唐樋	○		
29	松浜樋門	○		
30	一ツ樋	○		
31	手城排水機	○		
32	大津野ポンプ場	○		
33	丸川分水工	○		
34	光南町	○		
35	182号線陸橋前	○		
36	有地川	○		
37	神谷川	○		
38	吉野川	○		
39	戸手川	○		
40	岡山県・広島県境界	○		
41	見谷川	○		
42	四川	○		
43	西光寺橋	○		
44	大山橋	○		
45	横尾	○		

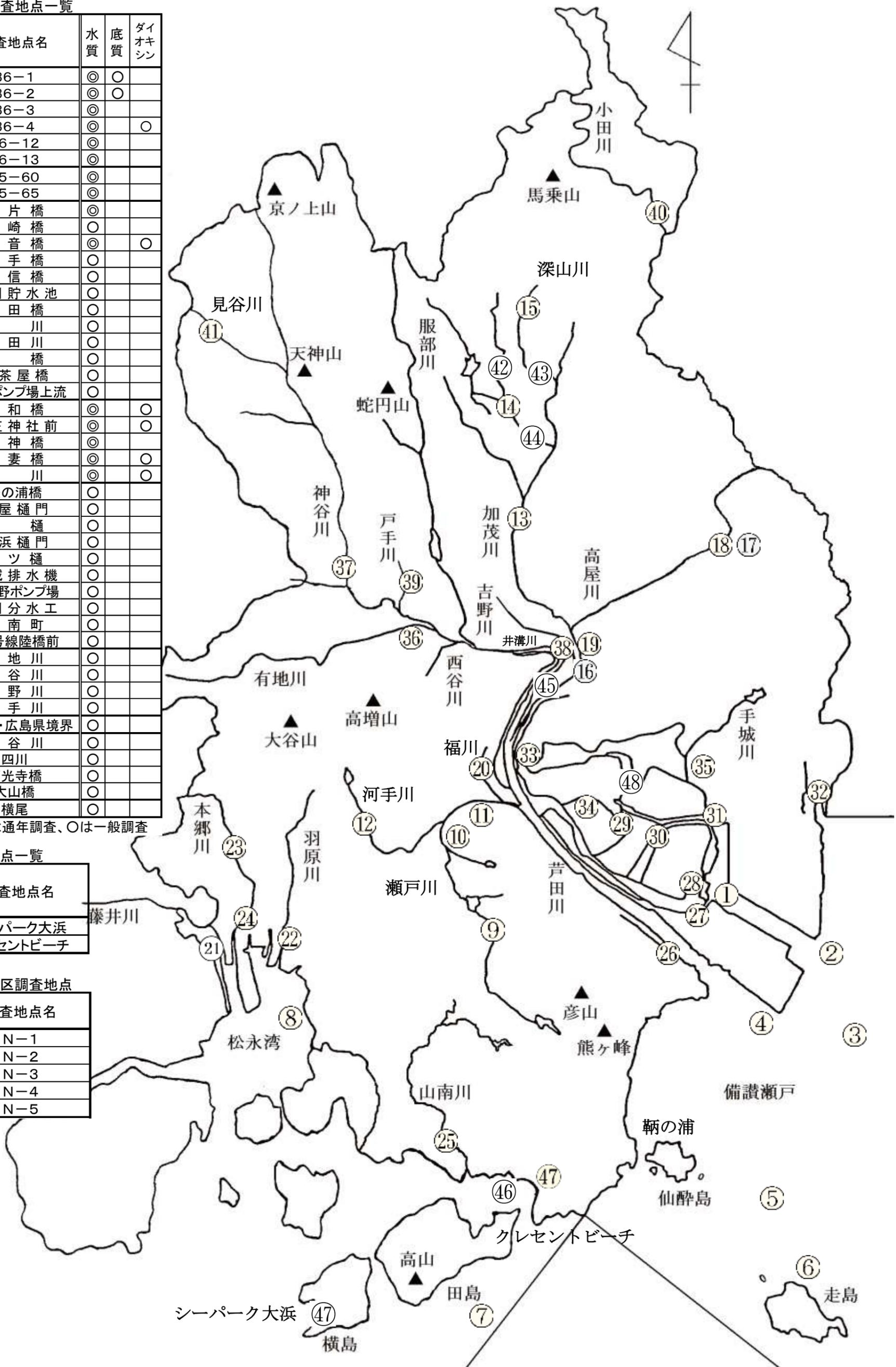
注: 水質の◎は通年調査、○は一般調査

水浴場調査地点一覧

地点番号	調査地点名
46	シーパーク大浜
47	クレセントビーチ

福山港内港地区調査地点

地点番号	調査地点名
48	N-1
	N-2
	N-3
	N-4
	N-5



シーパーク大浜 ④⑦  
横島

別表1 水質の測定項目別分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
流量		m <sup>3</sup> /S	小数点以下2桁	
水深		m	" 1桁	
温度		℃	" 1桁	
透視度		cm	" 1桁	
pH			" 1桁	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。))の別表2に掲げる方法(日本産業規格(以下「規格」という。))K0102-1 12又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
DO	0.5	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
BOD	0.5	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102-1 18)
COD	0.5	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102の17)
SS	1	mg/L	整数部分	同上(告示付表8)
大腸菌群数		MPN/100mL	"	同上(最確数による定量法)
ノルマルヘキサン抽出物質	0.5	mg/L	小数点以下1桁	同上(告示付表14)
全窒素	0.05	mg/L	" 2桁	同上(規格K0102-2 17.3、17.4 又は17.5 (規格K0102-2 17.5.3.2を除く。))
全燐	0.003	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-2 18.4 (規格K0102-2 18.4.1.4のb)を除く)
全亜鉛	0.001	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5)
ノニルフェノール	0.00006	mg/L	" 5桁	同上(告示付表9)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	0.0006	mg/L	" 4桁	同上(規格K0102-4 6.2.5に定める方法)
下層DO	0.5	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102の32又は告示付表13)
透明度		m	" 1桁	要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について(平成25年3月25日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼(以下「協力依頼」という。))の別添1に定める方法
大腸菌数		CFU/100mL	整数部分	規格K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
TOC	0.2	mg/L	" 1桁	協力依頼別添3に定める方法
カドミウム	0.0003	mg/L	" 4桁	告示の別表1に掲げる方法(K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法)
全シアン	0.1	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.005	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5)
六価クロム	0.01	mg/L	" 2桁	同上(規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。))(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5)
総水銀	0.0005	mg/L	" 4桁	同上(告示付表2)
PCB	0.0005	mg/L	" 4桁	同上(告示付表4)
ジクロロメタン	0.002	mg/L	" 3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)

測定項目	定量限界		表示桁数等		分析方法
四塩化炭素	0.0002	mg/L	"	4桁	同上(規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	"	4桁	同上(規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	"	3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	"	3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	"	4桁	同上(規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	"	4桁	
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	"	3桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	"	4桁	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002	mg/L	"	4桁	
チウラム	0.0006	mg/L	"	4桁	同上(告示付表5)
シマジン	0.0003	mg/L	"	4桁	同上(告示付表6の第1又は第2)
チオベンカルブ	0.002	mg/L	"	3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)
ベンゼン	0.001	mg/L	"	3桁	同上(規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4)
セレン	0.002	mg/L	"	3桁	同上(規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	"	2桁	同上(硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4)
ふっ素	0.08	mg/L	"	2桁	同上(規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1、000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。))及び規格K0102-2 5.5に定める方法
ほう素	0.01	mg/L	"	2桁	同上(規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6)
1,4-ジチオキサジン	0.005	mg/L	"	3桁	同上(告示付表7)
銅	0.005	mg/L	"	3桁	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号(以下「告示2」という。))第35号に掲げる方法(規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5)
鉄	0.1	mg/L	"	1桁	告示2第37号に掲げる方法(規格K0102の57.2、57.3又は57.4)
マンガン	0.1	mg/L	"	1桁	告示2第38号に掲げる方法(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5)
クロム(全)	0.1	mg/L	"	1桁	告示2第39号に掲げる方法(規格K0102の65.1)
クロロホルム	0.001	mg/L	"	3桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環境庁水質保全局通知(以下「通知」という。))の別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001	mg/L	"	3桁	
1,2-ジクロロプロパン	0.001	mg/L	"	3桁	
p-ジクロロベンゼン	0.001	mg/L	"	3桁	
イソキサチオン	0.0002	mg/L	"	4桁	
ダインソル	0.0001	mg/L	"	4桁	同上(通知付表1の第1又は第2)
フェントロチオン(MEP)	0.0002	mg/L	"	4桁	
イソプロチオン	0.0005	mg/L	"	4桁	同上(通知付表2)
オキシ銅(有機銅)	0.002	mg/L	"	3桁	
クロロニル(TPN)	0.0005	mg/L	"	4桁	同上(通知付表1の第1又は第2)

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
プロピザミド	0.0001	mg/L	〃 4桁	同上(通知付表1の第1又は第2)
EPN	0.0005	mg/L	〃 4桁	
ジクロボス(DDVP)	0.0005	mg/L	〃 4桁	
フェノカルブ(BPMC)	0.0001	mg/L	〃 4桁	
イプロベンホス(IBP)	0.0001	mg/L	〃 4桁	
クロニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	〃 4桁	
トルエン	0.01	mg/L	〃 2桁	同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
キシレン	0.01	mg/L	〃 2桁	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(通知付表3の第1又は第2)
ニッケル	0.001	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の59.3又は通知付表4若しくは付表5)
モリブデン	0.007	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の68.2又は通知付表4若しくは付表5)
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃 4桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環境省水環境部長通知(以下「通知2」という。))付表1
エビクロピトリン	0.00004	mg/L	〃 5桁	同上(通知2付表2)
全マンガン	0.005	mg/L	〃 3桁	同上(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。))
ウラン	0.0002	mg/L	〃 4桁	同上(通知2付表4の第1又は第2)
アンチモン	0.001	mg/L	〃 3桁	同上(通知2付表5の第1、第2又は第3)
フェノール	0.001	mg/L	〃 3桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成15年度11月5日環境省大気環境局長通知(以下「通知3」という。))付表1に掲げる方法
ホルムアルデヒド	0.003	mg/L	〃 3桁	同上(通知3付表2)
4-tert-オクチルフェノール	0.00003	mg/L	〃 5桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成25年度3月27日環境省水・大気環境局長通知(以下「通知4」という。))付表1に掲げる方法
アニリン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上(通知4付表2)
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	mg/L	〃 4桁	同上(通知4付表3)
塩素イオン	0.1	mg/L	〃 3桁	規格K0102の35
クロロフィルa	0.5	mg/m <sup>3</sup>	〃 1桁	海洋観測指針
PFOS及びPFOA	0.0000003	mg/L	〃 7桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知)付表1に掲げる方法
ふん便性大腸菌群数	2	個/100ml	整数部分	メンブランフィルター法(M-FC)(水浴場調査のみ)
病原性大腸菌(0-157)			検出又は未検出	腸管出血性大腸菌026、0103、0111、0121、0145及び0157の検査法について(平成26年11月20日食安監発1120第1号)を参考に0157の検出に適した方法
亜鉛(見谷川分)	0.01	mg/L	〃 2桁	規格K0102の53
放射性セシウム134及び137	1	Bq/L	整数部分	水浴場の放射性物質に関する指針について(平成24年6月8日環水大発第120608001号)
測定項目	分析方法			
ダイオキシン類	規格K0312			

(注1)

表示桁数等欄中、D0以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注2)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

(注3)

ダイオキシン類とは、「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいう。



別表4 地下水の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
カドミウム	0.0003	mg/L	" 4桁	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号(以下、「告示」という。))の別表に掲げる方法(日本産業規格(以下「規格」という。))K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	0.1	mg/L	" 1桁	同上(規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法)又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下、「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.005	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法)
六価クロム	0.01	mg/L	" 2桁	同上(規格K0102-3 24.3(規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。))1規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(規格K0102-3 24.3.3.4のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5)
総水銀	0.0005	mg/L	" 4桁	公共用水域告示付表2
P C B	0.0005	mg/L	" 4桁	公共用水域告示付表4
ジクロロメタン	0.002	mg/L	" 3桁	告示の別表に掲げる方法(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)
四塩化炭素	0.0002	mg/L	" 4桁	同上(規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
クロロエチレン	0.0002	mg/L	" 4桁	告示の付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	" 4桁	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	" 3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2)
1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	" 3桁	同上(シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあつては、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	" 3桁	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	" 3桁	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	" 4桁	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	" 4桁	
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	" 3桁	同上(規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	" 4桁	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/L	" 4桁	同上(規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1)
チウラム	0.0006	mg/L	" 4桁	同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
シマジン	0.0003	mg/L	" 4桁	
チオベンカルブ	0.002	mg/L	" 3桁	公共用水域告示付表6の第1又は第2
ベンゼン	0.001	mg/L	" 3桁	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	mg/L	" 3桁	同上(規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4)
硝酸性窒素及び重硝酸性窒素	0.01	mg/L	" 2桁	同上(硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8、重硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4)
硝酸性窒素	0.005	mg/L	" 3桁	
重硝酸性窒素	0.005	mg/L	" 3桁	
ふっ素	0.08	mg/L	" 2桁	同上規格K0102-2 5.2及び5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1、000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は規格K0102-2 5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び規格K0102-2 5.5に定める方法
ほう素	0.01	mg/L	" 2桁	同上(規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6)
1,4-ジオキサド	0.005	mg/L	" 3桁	公共用水域告示付表7

(注1)

表示桁数等欄中、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切捨てる。

表中に記載のない項目について分析を行う場合は、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等化学的に確立された分析方法によることとする。

(注2)

環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目(1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び重硝酸性窒素)については、2物質の測定値がいずれもそれぞれの定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合には、その定量下限値に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

